教育課程、指導方法の改善等学修の質保証

1. 「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」 (平成29年2月 中央教育審議会大学分科会まとめ)

- 4. 各高等教育機関の役割・機能の強化に関し、早急に取り組むべき論点
- (1) 各高等教育機関における役割・機能の強化

(大学(学士課程))

(略)

- O こうした機能強化を支えるため、以下のような事項について早急に検討を進める必要がある。
 - ・三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善

平成29年4月から各大学での策定・公表が義務付けられる三つの方針を踏まえ、大学の教育理念にふさわしい入学者を受け入れるための大学入学者選抜の在り方をより適切なものに改善すること、単なる授業改善にとどまらず、卒業後の出口も十分に意識しながら、大学として体系的で組織的な教育活動を展開すること、問題の発見・解決に向けた学生の能動的・主体的な学修を促す取組を充実すること、学修成果の可視化やPDCAサイクルによるカリキュラムマネジメントの確立等に取り組むことなどが重要。

(略)

- 組織的な教育体制の確立

学生の教育に関わる全ての教員が三つの方針を理解し、連携して質の高い教育に取り組むことができるよう、ファカルティ・ディベロップメントの充実や教員の教育実績の評価の在り方等の改善を図ることが必要。

2. 「我が国の高等教育に関する将来像について」(平成29年3月6日 文部科学大臣)

第一は、各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策についてであります。

第8期の中央教育審議会大学分科会においてまとめられた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」の中で、各高等教育機関の今後の機能強化の方向性とその実現のために検討すべき事項が示されています。この論点整理を踏まえ、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能の強化に向けて、教育課程や教育方法の改善、学修に関する評価の厳格化、社会人学生の受入れ、他の機関と連携した教育の高度化などの様々な観点から、早急に取り組むべき具体的施策や制度改正について検討をお願いします。



上記を踏まえ、以下の論点について議論



- 1. シラバスの厳格な運用について
- II. GPAの厳格な運用について
- ||| 実務家教員など学外の多様な人的資源の活用について
- Ⅳ. 教員の質保証について

1. シラバスの厳格な運用について

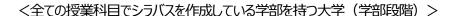
1. 現状等

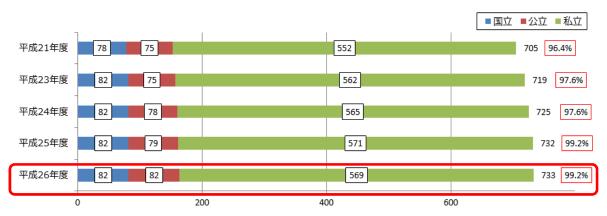
(1)現行制度

- 大学設置基準第25条の2第1項において、大学が学生に対して、授業の方法及び内容 並びに一年間の授業の計画を予め明示することが規定されており、一般的に、大学ではシ ラバスを作成し、各授業の内容や方法等について学生に示している。
- シラバスは、一般に授業名や担当教員名、講義目的、授業内容、成績評価方法・基準、 準備学修等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、 学生にとっては授業科目選択のための参考や、学生が各授業科目の準備学修を進めるための基本となるものである。また、教員にとっては授業内容の一層の向上や、体系的な教育指導に向けての教員相互の教育内容の調整等にも活用され、内容が充実したシラバスは、教員・学生双方の教学マネジメントを促す観点から非常に重要なツールであると考えられる。
 - ○大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)
 - 第25条の2 大学は、学生に対して、講義の方法及び内容並びに一年間の講義の計画をあらかじめ明示するものとする。
 - 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

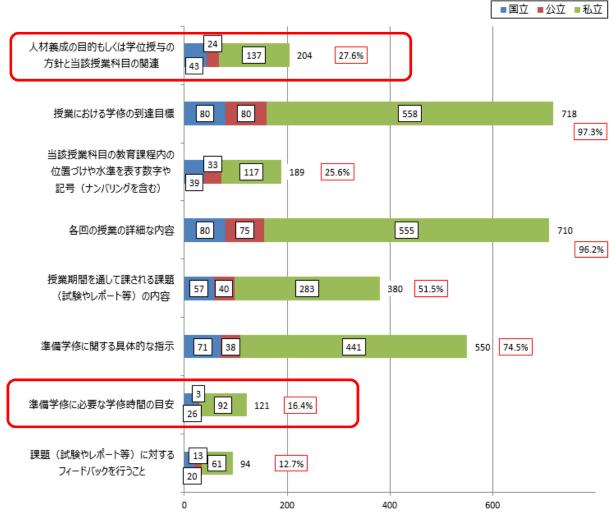
(2)現状

- 平成26年度において、全ての授業科目でシラバスを作成している学部を持つ大学は約99%であり、ほとんどの大学でシラバスに基づいて学生に授業内容等の明示が行われている。
- ・ 他方で、シラバスの記載項目について、<u>準備学修に必要な学修時間の目安を記載している大学は約 16%、人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連について記載している大学は約 28%であり、低い水準に留まっている。</u>





出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成26年度)」



出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成26年度)」

- シラバスの記載の充実を担保するために、例えば、大学設置基準を改正し、大学が学生に明示する必要がある事項として、講義の方法・内容、一年間の講義の計画、成績評価基準のほかに、**事前に必要な学修の時間の目安やその内容についての規定を整備する**こと等も考えられるのではないか。
- また、シラバスの記載の充実は学修成果の可視化に当たっても重要であることから、大学の教育の質を高めるために学修成果の可視化に係る取組を進めることと相まって、人材養成の目的もしくは学位授与の方針と授業科目との関連を示す等シラバスの記載の充実に向けた一定の指針を示すことは考えられないか。

II. GPAの厳格な運用について

1. 現状等

(1)現行制度

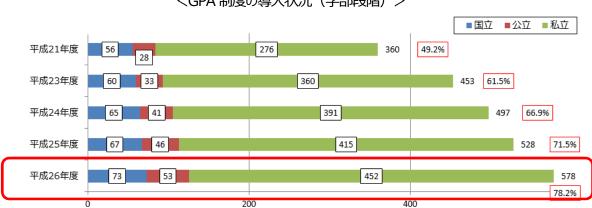
- 大学の社会的責任として、学生の卒業時における質の確保を図るため、教員はシラバ ス等を诵じて学生に対して予め各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法 及び計画を明示するとともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施す る必要がある。
- 成績評価については定まった方法がなく、各大学において様々に運用されている。

(2)現状

- 成績評価の指標として、各授業科目の成績を元に算出される GPA は個々の学生の学修 の全体的な状況を把握する上での有力なツールであると考えられ、GPA を把握し、各大 学の学修指導や奨学金や授業料免除の選定基準として活用することは現在でも多くの大 学で行われている。
- 米国の大学ではほぼ全ての大学において GPA が運用されている一方で、10 段階以上の 等級を設定している大学が半数以上を占め、5段階前後の等級評定している大学の割合 は約3割となっているなど**一律な運用がなされていない**実態があるという調査もある。 また、欧州ではGPAの活用は少数に留まっており、一般的とは言えないとされている。

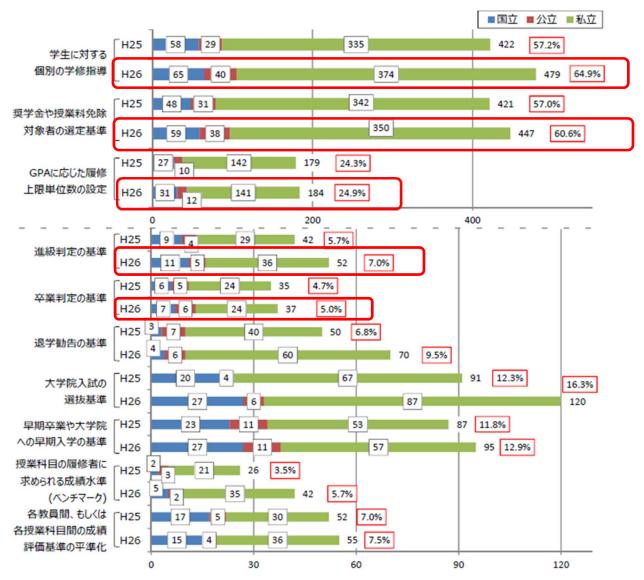
(参照:半田智久(2011)『成績評価の厳正化とGPA活用の深化~絶対的相対評価/教員間調整/functional GPA~』P76—P78 地域科学研究会)

- ・ 我が国においては、平成26年度では学部段階における大学のうち約78%がGPA制度 を導入しており、GPA 制度は多くの大学で浸透してきていると考えられるが、その算出 方法には定まったルールがなく、実態も様々であると考えられる。
- また、把握した GPA を個別の学修指導に活用している大学は約65%、奨学金や授業料 免除の選定基準として活用している大学は約61%存在しているが、他方で、**GPA を履修** 上限単位数の設定に活用している大学は約25%、進級判定の基準に活用している大学は 約7%、卒業判定の基準に活用している大学は約5%と十分に活用されていない側面も ある。



<GPA 制度の導入状況(学部段階)>

出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成26年度) |



出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成26年度)」

- 平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて(答申)」の中では、大学に期待される 取組として、**GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用す ること**が挙げられており、GPAを導入・実施する際に留意すべき点について以下の通り言及 されている。
 - ・ 国際的にGPAとして通用する仕組みとする(例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。
 - アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。
 - ・ 教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。
 - その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。
- 国として、こうした提言を各大学に改めて周知する必要があるのではないか。その際、 GPA の算定方法に関する情報や GPA の活用の好事例について併せて示す必要があるのではないか。

Ⅲ、実務家教員など学外の多様な人的資源の活用について

1. 現状等

(1)現行制度

- ・ <u>「教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする」(大学設置基準第12条第1</u> <u>項)とされており、</u>最低基準としての大学設置基準に基づく、必要専任教員を確保する 上で、**複数の大学を専任教員として兼務することは許されていない**。
- ・ <u>設置審査等においては、教員を一の学部に限り専任教員としてカウントする運用</u>が行われており、複数学部の専任教員となることは認められていない。
- ・ また、「大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」(大学設置基準第12条第3項)とされており、いわゆる実務家を専任教員とすることもできるとされている。
- 今般制度化された、<u>専門職大学・専門職短期大学では、必要専任教員数のおおむね4</u> 割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務 の能力を有する者」(実務家教員) とし、必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研 究能力を併せ有する実務家教員とする一方、必要専任実務家教員数の二分の一以内は、 「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目 を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者) で足りるものとする。
- ・ 『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)』(平成23年1月31日中央教育審議会)においても、「今後は、教育課程において職業に必要な能力を実践的に身に付けさせる機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待される。具体的には、企業等と連携した長期インターンシップの実施や課題対応型等の演習型授業の充実、「産学人材育成パートナーシップ」のように、企業等との対話により、養成する人物像・能力を明確化し、産学双方の課題・役割分担の明確化とその共有を図った上で、教育内容や人的交流の在り方等を検討することが考えられる。」とされている。

○大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)

(授業科目の担当)

- 第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。)に担当させるものとする。
- 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる ものとする。

(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、<u>教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</u>

(専任教員数)

- 第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に 応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の 学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得 られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定 員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。
- 大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知) (平成18年文科高第133号)
 - 第2 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第11号)
 - 1. 大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) の一部改正
 - (3) 専任教員

教員は、一の大学に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとしたこと。ただし、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとしたこと。(第12条各項関係)

大学における専任教員の数は、当該大学に置く学部の種類及び規模並びに大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とするとともに、大学設置基準第11条に規定する「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確にしたこと。(第13条及び別表第1関係)

なお、第12条第2項の<u>「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定</u>していること。

また、同条第3項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

- 専門職大学設置基準(文部科学省令第33号)(抄) (専任教員)
 - 第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。
 - 2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。(専任教員数)
 - 第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く 学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあっては、当該学部に おける共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第 六十二条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第 一口により専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 (実務の経験等を有する専任教員)
 - 第三十六条 前条の規定による<u>専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者</u>(次項において「<u>実</u>務の経験等を有する専任教員」という。) とする。
 - 2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定する<u>おおむね四割の専任教員の数に</u> <u>二分の一を乗じて算出される数</u>(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。) 以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
 - 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に 規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する 者
 - 三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
 - 3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)<u>の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の</u>学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(2)現状

- ・ 大学においては、企業等から毎年 1,500 人~2,000 人(毎年の採用教員数の2~3 割)が本務教員として採用されており、様々な経験と知見を持った方々が大学教員として 授業を担当している。
- ・ また、<u>専門職大学院(法科・教職を除く。)</u>においては、<u>約5割(平成28年度:666</u> 人/1,316人)が実務家教員となっている。

<大学における採用教員数に占める企業等出身者の割合>



官公庁、民間企業、自営業から大学教員に採用された教員(学部)の数 ※平成21年度間及び平成24年度間には大学院を含む。 (学校教員統計調査より作成)

<専門職大学院における実務家教員の割合>

| | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | 平成 2 5年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | |
|-----------------|-----------|------------------|-----------------|-----------|------------------|-----------------|-----------|------------------|-----------------|-----------|------------------|-----------------|-----------|------------------|-----------------|-----------|------------------|-----------------|
| | 専任 教員数 | うち 実務家 教員数 | 実務家 教員 比率 |
| ビジネス・ MOT | 568 | 311 | 54.8% | 575 | 322 | 56.0% | 575 | 322 | 56.0% | 593 | 338 | 57.0% | 593 | 344 | 58.0% | 611 | 347 | 56.8% |
| 会計 | 247 | 111 | 44.9% | 234 | 105 | 44.9% | 234 | 105 | 44.9% | 218 | 105 | 48.2% | 204 | 92 | 45.1% | 190 | 82 | 43.2% |
| 公共政策 | 113 | 37 | 32.7% | 123 | 43 | 35.0% | 123 | 43 | 35.0% | 121 | 45 | 37.2% | 118 | 43 | 36.4% | 114 | 41 | 36.0% |
| 公衆衛生 | 81 | 30 | 37.0% | 80 | 33 | 41.3% | 80 | 33 | 41.3% | 74 | 27 | 36.5% | 78 | 28 | 35.9% | 73 | 25 | 34.2% |
| 知的財産 | 40 | 21 | 52.5% | 43 | 24 | 55.8% | 43 | 24 | 55.8% | 39 | 30 | 76.9% | 36 | 28 | 77.8% | 35 | 26 | 74.3% |
| 臨床心理 | 52 | 22 | 42.3% | 52 | 22 | 42.3% | 52 | 22 | 42.3% | 49 | 25 | 51.0% | 50 | 24 | 48.0% | 51 | 24 | 47.1% |
| その他 | 226 | 97 | 42.9% | 234 | 106 | 45.3% | 231 | 103 | 44.6% | 233 | 113 | 48.5% | 240 | 114 | 47.5% | 242 | 121 | 50.0% |
| 法科大学院 | 1,632 | 536 | 32.8% | 1,600 | 522 | 32.6% | 1,605 | 526 | 32.8% | 1,506 | 496 | 32.9% | 1,401 | 460 | 32.8% | 1,331 | 430 | 32.3% |
| 教職大学院 | 427 | 191 | 44.7% | 414 | 183 | 44.2% | 414 | 183 | 44.2% | 419 | 194 | 46.3% | 457 | 210 | 46.0% | 721 | 334 | 46.3% |
| 合計 | 3,386 | 1,356 | 40.0% | 3,355 | 1,360 | 40.5% | 3,357 | 1,361 | 40.5% | 3,252 | 1,373 | 42.2% | 3,177 | 1,343 | 42.3% | 3,368 | 1,430 | 42.5% |
| 合計 (法科・教職除く) | 1,327 | 629 | 47.4% | 1,341 | 655 | 48.8% | 1,338 | 652 | 48.7% | 1,327 | 683 | 51.5% | 1,319 | 673 | 51.0% | 1,316 | 666 | 50.6% |

- 大学等には、世界最高水準の教育研究活動を行い国際的な環境の中でしのぎを削る研究 大学、地域社会の活性化や地域社会を支えリードする人材の養成に貢献する大学、特定の 専門職養成を担う大学などそれぞれが異なった役割を担っており、社会的・職業的自立を 図るために必要な能力を培うための教育の在り方自体は多様。
- しかし、どのような役割を担う大学等であれ共通して求められるのは、<u>学問追求の観点</u>とともに、<u>様々な実務の観点</u>を踏まえながら、<u>学生の社会的・職業的自立のために最適な</u>教育課程と授業は何かについて開かれた形で検討を加え、改善していくこと。
- このことを踏まえると、<u>大学等におけるカリキュラム改善のプロセスに、実務家などの</u>学外の人的資源を参画させることとし、様々な実務の観点を踏まえた教育改革が行われることを促してはどうか。
- 一方で、大学等における教育に参画するだけの教授能力や知見を有する実務家には、量的 な制約もあり、各大学が必要な実務家の参画を得られるかが課題となる。その際、大学学部 段階においても、専門職大学院・大学・短期大学において既に認められている「みなし専任 教員」の制度を導入する等、必要な実務家を確保するための方策を検討してはどうか。

IV. 教員の質保証について

1. 現状等

(1)現行制度

- 大学教員の資格・要件については、学校教育法及び大学設置基準に規定されている。
- ・ 設置審査の際には、特定の科目を担当する教育研究能力があるかどうか、特定の分野の研究指導が可能かどうかといった観点から教員審査が行われており、可・不可の判定を行っている。
- ・ また、**認証評価においては、省令において教員組織に関することを評価基準**とすることが規定されており、具体的な項目は各認証評価機関により異なるが、「教員の資質向上を図るために、組織的・多面的な措置を講じているか」や「教育研究上の指導能力の評価が行われているか」等の観点から評価が行われている。
- ・ 上記以外の場面での、<u>個別教員の選考・採用・昇任等は、各大学において自主的・自律</u> **的**に行われている。
- ・ 教員の研修に関しては、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」 (平成 10 年 10 月 26 日)を受けて、平成 11 年に大学設置基準が改正され、大学にファカルティ・ディベロップメント(以下、FDという。)を行うよう努力義務を課す規定が追加され、学部段階におけるFDの導入は相当程度進展し、その内容も、教員研修会、教員相互の授業参観など、多岐にわたるようになってきた。
- 一方、大学院に関しては、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」(平成17年9月5日)を受けて、平成18年に大学院設置基準が改正され、各大学院に対しFDの実施を 義務化するための規定が追加された。
- ・ その後、学部段階等についても更に議論が行われ、平成 18 年 12 月 25 日の中央教育審議会大学分科会において、大学の学部段階等においても大学院と同様に、努力義務から義務規定とすべきとの確認がなされたこと等を受けて、平成 19 年に大学設置基準を改正され、「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と規定された。
 - 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)
 - 第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。 ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を 置かないことができる。
 - 2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
 - 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
 - 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

○ 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄) (学長の資格)

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

- 第十四条 <u>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における</u> 教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する 実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

- 第十五条 <u>准</u>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
 - 前条各号のいずれかに該当する者
 - 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
 - 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
 - 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

- 第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

- 第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
 - 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
 - 二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床 に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了し た者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国におい て授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
 - 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者(助手の資格)
- 第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(2)現状

- ・ 大学設置基準としてはFDの実施を義務付けているものの、<u>その実施方法や内容、育成</u> されるべき能力や知識等については具体化されていない。
- ・ そのため、FDの実施状況(数字は平成26年度の状況。以下同じ。)は、教員相互の授業参観を実施する大学は約55%、教員相互の授業評価を実施する大学は約17%、アクティブ・ラーニングを推進するためのワークショップまたは授業検討会を実施する大学は約34%となるなど、**取組内容のばらつきが大きい**。
- ・ 専任教員のFDへの参加率の現状については、全員(100%)が参加した大学が約 11%、4 分の3 以上(75%~99%)が参加した大学が約39%となっており、今後、実務家教員の登用などが見込まれる中、全ての教員に対して、授業の内容・方法の改善を図るための取組を行うことが重要。
- ・ 一方で、教員の教育面における業績評価・顕彰を実施している大学が約 68%となるな ど、教員の評価において、研究成果のみならず、教育面での業績も評価する取組には、一 定の進捗が見られる。
- ・ 各大学の実情に応じたFDが必要であり、FDに関するセンター等の組織の設置も進んできている(約 74%)が、FDを担い得る人材が質量ともに不足していること等を理由に、十分な実施体制が整っていない大学も多い。その一方で、教育関係共同利用拠点を活用した取組や、大学コンソーシアムにおいて共同でFDに関する取組(研修、フォーラム、教材の発行等)を実施するなど、大学で連携した取組も行われている。

- <u>大学教育の質保証を実現する上では、教員の質保証が欠かせない要素</u>である。特に、実務 家教員の登用のニーズが高まり、<u>大学外部の人材が教育に関与する機会が増加することが見</u> <u>込まれる中、どのように教員の質を確保するかが課題</u>である。
- <u>F Dは実施されているものの、教員の参加状況や各大学の取組状況は必ずしも十分とは言えない</u>ため、取組を更に促進させるために、例えば、<u>新規採用職員の F D 研修の受講状況等、</u> <u>各大学の取組状況の公表を義務付けたり、F D の実施に当たっての留意点を示す等の方策</u>が 考えられるのではないか。
- また、<u>FDに関する取組の実施体制が脆弱な大学に対しては、負担を軽減しつつ効果的な</u> <u>取組が行われるよう、教育関係共同利用拠点や大学コンソーシアムの活用を促す</u>こととして はどうか。
- この他、大学院は大学教員の養成機能も担っているということに鑑み、大学院生を対象とした「プレFD」の機会の拡大や、TA(ティーチング・アシスタント)及びTF(ティーチング・フェロー)の職務を通じた実践的な教育経験の機会の活用などを各大学院に促すことも有効ではないか。